

市政連絡会 主要施策の説明項目

市民局 1 / 2

項目	概要																				
ぼい捨て等防止 条例の具現化 (資料15)	<p>平成24年4月1日施行の「金沢市におけるぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例」(略称：ぼい捨て等防止条例)が平成24年7月1日より完全施行となり、ぼい捨て、飼い犬等のふんの放置、屋外における喫煙行為が制限されるとともに、罰則を伴う「ぼい捨て等防止重点区域」の指定が可能となることから、必要な施策に取り組む。</p> <p>【スケジュール】</p> <table border="0"> <tr> <td>平成24年4月</td> <td>条例一部施行(周知)</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>条例パンフレットの班回覧</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>条例完全施行</td> </tr> <tr> <td>秋頃</td> <td>ぼい捨て等防止重点区域の指定</td> </tr> </table> <p>【行為の制限】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為の種類</th> <th>市内全域</th> <th>重点区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ぼい捨て</td> <td>禁止(罰則なし)</td> <td>禁止(罰則あり)</td> </tr> <tr> <td>飼い犬等のふんの放置</td> <td>禁止(罰則なし)</td> <td>禁止(罰則あり)</td> </tr> <tr> <td>屋外の公共の場所における喫煙</td> <td>努力義務</td> <td>禁止(罰則あり)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 重点区域の指定は、多数の人が行き交う金沢を代表するような区域を対象とし、地元町会等の意見を聞きながら「金沢市ぼい捨て等防止重点区域指定審査会」において審議のうえ決定する。 ② 重点区域においては案内看板、路面表示等による周知を行うとともに、啓発指導員が巡回し、違反行為に対し、指導・勧告・命令を行い、違反行為が是正されない場合は過料の徴収を行う。 ③ 過料は規則において、1,000円と定める予定 	平成24年4月	条例一部施行(周知)	5月	条例パンフレットの班回覧	7月	条例完全施行	秋頃	ぼい捨て等防止重点区域の指定	行為の種類	市内全域	重点区域	ぼい捨て	禁止(罰則なし)	禁止(罰則あり)	飼い犬等のふんの放置	禁止(罰則なし)	禁止(罰則あり)	屋外の公共の場所における喫煙	努力義務	禁止(罰則あり)
平成24年4月	条例一部施行(周知)																				
5月	条例パンフレットの班回覧																				
7月	条例完全施行																				
秋頃	ぼい捨て等防止重点区域の指定																				
行為の種類	市内全域	重点区域																			
ぼい捨て	禁止(罰則なし)	禁止(罰則あり)																			
飼い犬等のふんの放置	禁止(罰則なし)	禁止(罰則あり)																			
屋外の公共の場所における喫煙	努力義務	禁止(罰則あり)																			